

八尾市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A（事業者向け）

※ 回答内容は作成日時点のものであり、今後変更となる場合があります。

<現行相当サービス関係>

Q 1	予防給付と介護予防・生活支援サービスは請求のサービスコードが違う以外に利用者にとって、違いはありますか。
	現行相当とは、現在の予防給付サービスと何が違うのでしょうか。報酬が少し低くなるのでしょうか。今の予防給付とサービスA（基準緩和）の間ということ、定款を変更するだけでよいのでしょうか。
	訪問介護・通所介護の現行相当とはどういうサービスになるのでしょうか。以前の内容と同じサービスが受けられるのでしょうか。少々の変更があるのでしょうか。
	利用者の負担分はどのようになるのでしょうか。違う形でサービスを利用できるのでしょうか。
A 1	平成 29 年度につきましては、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス（現行相当））は、同様のサービス内容と考えていただいて結構です。サービス基準、内容、報酬、利用者の負担等に違いはありませんが、お見込みのとおり、請求の際のサービスコードが異なります。なお、定款につきましては、変更が必要となります。

Q 2	「平成 29 年度も八尾市は現行通り」と聞きますが、移行スケジュールを見ると、更新者から順次、総合事業に変わっていきますが、現行通りとは、何が現行通りでしょうか。総合事業の訪問型サービスA～D、通所型サービスA～Cを行う事業所委託はせず、現行通りの事業者のみの意味でしょうか。今、利用している予防給付サービスが変わらず、現行通りに継続でき、名前が総合事業になることを指すのでしょうか。
A 2	現行相当につきましては、上記「A 1」に記述のとおりです。平成 29 年度につきましては、訪問型A～D、通所型A～Cは実施いたしません。みなし指定の事業者と、みなし指定以外の事業者で改めて指定を受けられた事業者が現行相当のサービスを実施できます。

Q 3	介護予防・生活支援サービスの単価を教えてください。
A 3	平成 29 年度につきましては、現行相当サービスのみ実施であり、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

Q 4	平成 29 年度以降も現行の生活援助が出るご利用者がいらっしゃいますか。
A 4	介護予防給付のうち訪問看護・福祉用具等につきましては、平成 29 年度以降も継続となります。ただし、介護予防訪問介護・介護予防通所介護につきましては、平成 29 年度中に更新の人から、随時、訪問型・通所型サービス（現行相当）に移行していきます。
Q 5	要支援の人で、現在、介護予防訪問介護のサービスを利用中の場合、いずれは移行するとはいえ、認定期限が切れるまで、サービスを継続することはできますでしょうか。
A 5	更新申請までの間、介護予防訪問介護サービスを継続することが可能です。更新申請の際、改めて、要支援 1・2 の認定結果が出ましたら、訪問型サービス（現行相当）を利用できます。 ※サービス名称やサービスコードの変更はありますが、サービス基準・内容等の変更はありません。「A 1」に記述のとおりです。
Q 6	総合事業サービスの利用料等の詳細内容及び請求方法を教えてください。
A 6	平成 29 年度の総合事業の内容については、「A 1」に記述のとおりです。請求方法については、平成 29 年度中の更新の人より、順次、総合事業に移行していくため、改めて、要支援 1・2 の認定結果が出ましたら、訪問型・通所型サービス（現行相当）を利用できますが、請求の際のサービスコードは異なります。請求方法は現状どおりであり、国保連合会が審査業務を実施します。
Q 7	利用者が介護予防・生活支援サービス事業を利用することでサービス報酬や契約などの変更があれば詳しく教えてください。 通所介護から地域支援事業へ移行することでサービス報酬の変更があれば、詳しく説明してください。厚生労働省老健局振興課の介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方の中で「単価が低い場合には利用料も軽減」と記載があります。説明をお願いします。
A 7	「A 1」に記述の通りです。契約につきましては、総合事業のサービスを開始するまでに、契約書や重要事項説明書の記載内容や名称を適宜変更してください。 ※名称変更内容の案 「介護予防訪問介護」 → 「第 1 号訪問事業」 「介護予防通所介護」 → 「第 1 号通所事業」

Q 8	要支援の利用者は、いつの段階で総合事業に移りますか。
A 8	平成 29 年 3 月 31 日までに要支援認定を受けている人は、平成 29 年 4 月 1 日以降、認定更新までは予防給付、認定更新後からは、介護予防・日常生活支援サービス事業の対象となります。
Q 9	総合事業になったら、現在の予防など含め、実際に事業所として変わる部分を教えてください。
A 9	請求の際のサービスコードが異なりますが、総合事業に移行した場合も、原案作成委託業務については引き継がれることを想定しています。この場合の利用料・原案作成業務委託料については予防給付と同様です。
Q10	平成 30 年以降の認定更新時、基本チェックリストを実施する場合、①心身の状態が比較的安定している。②介護予防サービスを利用する可能性が低い人。は誰がどのように判断するのでしょうか。
A10	平成 30 年度以降の基本チェックリストの実施に関する詳細につきましては、改めて、平成 29 年度中にお示しいたします。
Q11	他市町村の受け入れについて説明お願いできますでしょうか。
A11	説明会資料の他市町村の住民に対するサービス提供時の注意点を参照ください。
Q12	総合事業の対象者は介護保険証の要介護状態区分等の欄にどのように記載されるのでしょうか。総合事業でしょうか。
A12	平成 29 年度につきましては、現行と同様になります。平成 30 年度以降の介護保険証への記載内容については、平成 29 年度中にお伝えします。
Q13	生活保護世帯の方の介護予防給付はどうなりますか。
A13	介護予防給付から移行する総合事業の現行相当サービスのご質問かと存じます。総合事業の訪問型・通所型サービス（現行相当）は、予防給付と同様、生活保護法における介護扶助の対象となります。従前どおり、生活福祉課より介護券が発行される予定です。

Q14	通所リハビリテーションと通所介護は併用可能になるのでしょうか。
A14	これまでの予防給付の考え方と同様に、併用することはできません。

Q15	通所リハビリテーションは総合事業となるのか。
A15	通所リハビリテーションは、予防給付のまま変更ありません。

Q16	事業所所在地が A 市 住民票が八尾市 保険者が B 市 上記の場合、サービスコードはどこのものを使用しますか。
A16	住所地特例適用被保険者に対しては、施設所在市町村がサービス提供等を行うこととされていることから、八尾市に住民票がある他市の被保険者の場合は、事業所所在地にかかわらず、八尾市のサービスコードを使用してください。

<事業者指定関係>

Q 1	平成 28 年 4 月開設のため、事業者指定を受ける詳細（申請書類など）を教えてください。
A 1	指定の詳細や申請書類の様式は、今後、ホームページに掲載予定です。

Q 2	訪問介護・通所介護は指定を自動更新や年度によっては再度更新指定とありますが、居宅支援事業所は指定登録などを行う必要がありますでしょうか。
A 2	既に指定登録されている居宅支援事業所は、手続きの必要はありません。

Q 3	総合事業になった時、総合事業を実施する事業者は足りていますか。
A 3	平成 29 年度は現行相当のみ実施であり、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の事業所によるサービス提供が可能となりますので、問題ないと考えております。（指定が必要な場合あり）

Q 4	総合事業における介護予防訪問介護に相当するサービスについて、平成 29 年度の介護職員処遇改善加算の取扱いは今まで通りでしょうか。また、加算の届出は必要でしょうか。
A 4	届出書類の様式等、詳細は後日、ホームページに掲載予定です。

<定款関係>

Q 1	介護予防訪問介護を利用されている利用者が訪問介護相当サービスを利用することになった場合、契約書、重要事項説明書を改めて取り交わす必要がありますか。変更部分のみ抜粋した同意書への署名押印でも良いのでしょうか。
A 1	変更部分のみを抜粋した同意書ではなく、総合事業用に契約書、重要事項説明書を作成していただき、更新時に利用者との契約締結をお願いします。

Q 2	当該事業は、事業種別として、何に分類されるのでしょうか。また、定款にはどのように反映させればよいのでしょうか。
A 2	<p>介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する事業となります。</p> <p>※名称変更の案</p> <p>「介護予防訪問介護」 → 「介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第 1 号訪問事業」</p> <p>「介護予防通所介護」 → 「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第 1 号通所事業」</p> <p>平成 30 年 3 月 31 日までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を実施することも想定されるため、当該文言を削除しないようにしてください。</p>

Q 3	総合事業を開始するにあたって、定款の変更が必要となりますが、事業開始前の平成 29 年 3 月 31 日までに記載するのでしょうか。変更届は提出するのでしょうか。
A 3	事業開始前の平成 29 年 3 月 31 日までに記載をお願いします。変更届につきましては、提出していただく必要はありません。

Q 4	定款等の変更には、法務局での手数料はかかりますか。
A 4	各種変更手続きに関する手数料は、通常どおりとなります。詳しくは法務局におたずねください。

<ケアプラン関係>

Q 1	<p>総合事業になった時には、ケアマネジャーは、いつ交代となりますか？</p> <p>要支援者（介護予防・生活支援サービスのみの利用者）のケアプランは誰が担当するのでしょうか。</p>
A 1	<p>総合事業に移行した場合も、介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターが実施し、原案作成委託業務については継続となりますので、引き続き原案作成業務の受託について、ご協力をお願いいたします。そのため、総合事業への移行によるケアマネジャーの交代は想定しておりません。</p>
Q 2	<p>要支援の利用者が「非該当」となり、一般介護予防事業を利用する場合は、ケアマネジャーとしての関わりは、終わりになりますか。</p>
A 2	<p>対象者が一般介護予防事業を利用することとなった場合は、ケアプラン作成等は不要になるため、ケアマネジャーとしての関わりは終了になります。</p>
Q 3	<p>平成 29 年 4 月 1 日更新の人が要支援となり、「介護予防・生活支援サービス事業」に変わると、利用料・ケアプラン委託料はどのように変わりますか。</p> <p>平成 29 年 4 月からは、新規申請で要支援の認定・更新毎に要支援認定であれば、総合事業へ切り替わるとのことですが、切り替わると居宅のケアマネは、今までのような予防プランのように、地域包括支援センターからの委託契約で委託料という形になるのでしょうか。その場合、委託料はいくらになるのでしょうか。</p>
A 3	<p>総合事業に移行した場合も、介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターが実施し、原案作成委託業務については継続となりますので、引き続き原案作成業務の受託について、ご協力をお願いいたします。平成 29 年度の総合事業における、利用料・原案作成業務委託料については、これまでの予防給付と同様です。</p>
Q 4	<p>平成 29 年 4 月 1 日以降の認定となる（平成 29 年 3 月 31 日期限）方で要介護認定か要支援認定かが微妙なケースは利用者への説明に時間を要する事になると考えられる為、認定審査会を早める等配慮いただけるのでしょうか。</p>
A 4	<p>介護認定審査会の取り扱いについては、これまでと同様です。総合事業利用の可能性がある場合は、事前のご説明をお願いいたします。</p>

<p>Q 5</p>	<p>介護予防・日常生活支援サービス事業の計画作成も従来通り、居宅介護支援事業所が委託を受けることになるのでしょうか？また、その際の計画作成の流れはどのようなになるのでしょうか。</p> <p>こちらが業務委託する場合、訪問介護の予防サービスと通所介護の生活支援サービスを位置づける際、1つの計画書になりますか。生活支援サービス利用者を当方で業務委託を受け持つ場合、計画書の書式は今までの予防支援と同じ形式になりますか。</p>
<p>A 5</p>	<p>総合事業に移行した場合も、介護予防ケアマネジメントについては地域包括支援センターが実施し、原案作成委託業務については継続となりますので、引き続き原案作成業務の受託について、ご協力をお願いいたします。平成 29 年度の総合事業における計画作成の流れについては、予防給付と同様です。</p>
<p>Q 6</p>	<p>市役所から無料配布されている介護予防ケアプラン作成のソフトについてですが、総合事業が加わることよっての更新は無料で行われるのですか。 ※事業所が独自に導入する必要があるのですか。</p>
<p>A 6</p>	<p>現在、ブレインサービスのソフトを利用されている事業者につきましては、独自に導入する必要はありません。平成 29 年 3 月より、順次、総合事業のサービスコードに対応したソフトを配布予定です。ブレインサービス以外のソフトを利用されている事業者は、ソフトの開発元に直接、お問い合わせください。尚、介護予防ケアマネジメントサービスコードについては、大阪府で使用する 4 ケタの数字を後日、八尾市のホームページに掲載予定です。</p>

＜多様なサービス関係＞

Q 1	現在、相互の助け合いとして自宅の掃除、布団、洗濯干し、買物、ゴミ出しなどを行っています。新総合事業訪問型サービスBの受託できる場合の要件なども教えてください。事務費や事務所家賃などの補助はありますでしょうか。
	通所サービスBを受ける場合、利用頻度や1回の利用時間や実施者の資格はどのようになりますでしょうか。利用料も開設の際の補助金についても、教えてください。
	新総合事業の現行相当以外の多様なサービスを行うところは、どのようなところを考えられておりますでしょうか。
	担当する利用者に対して、訪問型サービスB・D、通所型サービスBへ紹介、利用した際、事故などが発生した場合、誰がどのように責任をとるのでしょうか。B・Dのサービス事業者へ住民主体やボランティアのため、紹介や情報提供を行ったケアマネに対して、家族が責任を求めてきた場合、どのように対応すればよいのでしょうか。
	利用している訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAに参入したとしても、現在の介護予防訪問介護より、低報酬になる公算が大きいと言われており、事業所も採算をとるために色々と工夫してくることも予想され、サービス全体の質も低下につながっていくのではないのでしょうか。
	通所介護や訪問介護A・B・Cについて、住民主体による支援とは、どのような事業なのでしょう。住民主体でも介護報酬対応なのでしょう。また、その場合、資格要件などはどのようになるのでしょうか。
	訪問型サービスAに対し、人員などを緩和した基準へ達するのは自治体の研修修了者を4月までに何名必要なのでしょう。詳しく教えていただけないでしょうか。
	訪問型サービスAの緩和の基準については、内容、単価、どのようなことを指すのでしょうか。
	平成 30 年4月以降、訪問型サービス費・通所型サービス費、介護予防ケアマネジメントのプラン料の報酬改正はありますか。
	八尾市独自のサービス（訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス）の内容や報酬はいつぐらいを目途にはっきりわかりますか。
A 1	八尾市におきましては、平成 29 年度は現行相当のみ実施のため、多様なサービスは実施いたしません。多様なサービスにつきましては、平成 30 年度からの3か年を計画期間とする「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画策定において、平成 30 年度以降の整備を検討していきます。多様なサービスの内容が決まり次第、改めてお知らせいたします。